

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、株式会社スターフライヤーから、以下のとおりロックアウト（作業所閉鎖）を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 期間

令和 6 年 3 月 27 日以降

2 場所

スターフライヤー乗員組合の組合員が従事する株式会社スターフライヤーの全職場（別記の都道府県）

3 目的

スターフライヤー乗員組合が賃金引上げ等の要求に関して行うストライキ等の争議行為に対抗するため

令和 6 年 3 月 25 日

厚生労働大臣 武見 敬三

別 記

東 京 都

愛 知 県

大 阪 府

山 口 県

福 岡 県